

令和2年度第2回小田原市歴史まちづくり協議会議事概要

日時 令和2年（2020年）11月11日（水） 午前10時から午前11時40分まで

場所 小田原市役所7階 大会議室

次第

1 開会

2 議題

(1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）について

3 報告案件

(1) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）に係る費用便益分析について

(2) 景観重要建造物について

4 その他

5 閉会

出席委員

学識経験者

後藤治、小和田哲男、菊池健策

市民団体代表者

堀池衡太郎、平井太郎、林美禰子

行政職員

齋藤貫、河田貴子、座間亮、安藤圭太、石川幸彦、石塚省二、北村洋子

（出席者13名、欠席者1名）

関係者の出席

小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定業務委託 及び

歴史的資源を活用したまちづくりに係る費用便益分析調査業務委託 受託業者

株式会社 都市環境研究所

関宏光、山田大樹、大井菜摘、西村卓也

事務局

狩野都市部副部長、金子まちづくり交通課長、高橋文化財課長、

蓮見産業政策課副課長、小澤企画政策課企画政策係長、諏訪部文化政策課副課長、

田村文化財課副課長、山口図書館主査、竹内商業振興課副課長、

府川観光課観光振興係長、佐々木小田原城総合管理事務所副所長、

押田道水路整備課副課長、石黒道水路整備課副課長、府川教育総務課副課長、

梶塚まちづくり交通課副課長、田邊まちづくり交通課副課長、

鈴木まちづくり交通課まちづくり係主査、諸田まちづくり交通課まちづくり係主査、

増田まちづくり交通課まちづくり係主任、佐久間まちづくり交通課まちづくり係主事

議事要旨

1 開会

2 議題

(1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）について

事務局 「議題（1）小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）について」説明する。

【資料1】最終評価（統括シート）をご覧ください。

これは、現在の歴史的風致維持向上計画の最終評価シートであり、①歴史的風致、②風致の維持向上に関する方針、③歴史まちづくりの波及効果、④代表的な事業で構成され、市内の関係所管課で構成する推進会議にて素案をとりまとめ、5月に書面で開催した第1回の本協議会にて示したものである。書面協議における委員の意見については、国からの指摘なども踏まえ、案としてまとめているところである。

8ページをご覧ください。様式4のとおり、代表的な事業に係る外部評価については、本市の景観評価員であった窪田亜矢氏に依頼し、7月21日に銀座・竹の花周辺地区街づくり協議会と小田原かまぼこ通り活性化協議会の会長及び役員との意見交換を行ったうえで、8月21日に現地を視察していただいた。窪田氏からは、様式4の③有識者コメントをいただき、④今後の対応については、③有識者コメントを踏まえ、事業に係る関係所管課が記載している。

なお、資料1については、国（国土交通省・文部科学省・農林水産省）との協議において、概ねの了承を得ているため、今後は、委員の意見を踏まえ、最終評価（案）としてまとめていきたいと考えている。

次に、【資料2】をご覧ください。

「第1期計画の総括」については、歴史的風致の核となる歴史的風致形成建造物について、民有物件も含め改修や外観修景等が進んだことや、体験イベントの拡大等もあり、平成23年の策定当初と比べ、重点区域内の主な歴史的建造物の入館者数が増加傾向にあることを挙げている。

第1期計画に整備事業として位置付けた「松永記念館」、「旧松本剛吉別邸」、「皆春荘」については、現在、建造物及び庭園の改修整備等に着手しており、今後は、更なる集客に向けた取組が必要となる。

これらを踏まえ、「第2期計画の取組方針」においては、「第1期計画のコンセプト」と、第1期計画に位置付けた歴史的風致形成建造物を継承していくとともに、持続的な保存及び活用を促す仕組みを構築するための必要な法的担保を確立していき、活用に関しては、今まで以上に公民連携の取組を強化していくこととした。

「第2期計画の取組方針」については、これまでの国との協議を踏まえ、第1回の本協議会にて報告した内容から、歴史的風致については、新たに「栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致」を追加し、6つの歴史的風致から7つに再構成しており、また、板橋地区・かまぼこ通り地区・早川地区の相互連携を図りながら、面的な歴史まちづくりの展開を目指すこととしている。

重点区域については、新たに「栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致」の位置付けに伴い、飛地による栢山地区周辺の拡大を検討していたが、歴史まちづくり法

第2条に規定されている「文化財保護法の規定による重要文化財」などの要件に満たないことから、早川地区周辺などを拡大することで国と協議を進めている。

【資料3】「小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）全体構成案」をご覧ください。

平成29年に歴史まちづくり法の運用指針が改正され、令和2年3月には、国から「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルが発行されたことから、第1期計画と第2期計画との変更点について、主なものを説明する。

第2章「小田原市の維持及び向上すべき歴史的風致」については、歴史的風致を構成する建造物や祭礼などにおける人々の活動には、50年以上の歴史を有する根拠を計画書に記載する必要があるため、文献調査をはじめ、歴史的建造物の所有者や各種団体等へのヒアリングを行いながら、その要件を整理している。

また、歴史的風致については、

1. 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
2. 宿場町・旧千度小路・早川と水産業にみる歴史的風致
3. 板橋・南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
4. 早川周辺と木工業にみる歴史的風致
5. 曾我と梅栽培にみる歴史的風致
6. 箱根外輪山東麓と柑橘栽培にみる歴史的風致
7. 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

としており、国とは、地区名とそこでの活動がイメージしやすい名称に変更する方向で協議を進めている。

次に、第4章「重点区域の位置及び区域」について説明する。189ページをご覧ください。

ここでは、重点区域の区域、名称、面積を記載しており、名称は「小田原旧城下町・板橋・早川区域」、面積は、早川地区周辺の拡大を見据え約440haとしている。

216及び217ページをご覧ください。第6章「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」について説明する。

歴史的風致の維持向上に係る事業については、(1)歴史的風致の拠点となる建造物の保存活用に関する事業、(2)歴史的風致の残るまち並みの環境整備に関する事業、(3)歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業に分類している。

第2期計画についても、改めて国の大臣認定を受けることにより、重点区域内における歴史的風致の維持向上に係るハード及びソフト事業については、要件を満たすものは、国の社会資本整備総合交付金の活用や特例措置を受けることが可能となる。

なお、歴史的風致の維持向上に係る事業については、引き続き、庁内関係所管課をはじめ、関係団体等との意見交換を行いながら検討していく。

次に、236及び237ページをご覧ください。

第7章「歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項」については、第1期計画における指定要件の継承を基本としている。

「3 歴史的風致形成建造物の指定対象及び指定候補対象」は、第1期計画の位置付けを第2期計画でも継承していくことで調整を進めており、関連する歴史的風致を示している。

なお、歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補についても、50年以上の歴史を有する根拠を記載する必要がある。

また、歴史まちづくり法第12条の規定により、所有者の同意が必要となることから、私有物件も含め説明を行っているところである。

最後に、今後のスケジュールについて説明する。【資料4】「第2期計画の策定スケジュール」をご覧ください。

今後については、国との協議を継続的に進めながら、本日の協議会を踏まえ、11月末までに第2期計画（案）をとりまとめ、本年12月11日から30日間の市民意見募集（パブリックコメント）を実施する予定で進めている。

また、12月22日に開催予定の文化財保護委員会では、第2期計画（案）に係る意見聴取を行い、翌年1月18日に開催を予定している本協議会においては、市民意見募集の結果報告やその対応方針について協議させていただき、本年度内の策定及び国の大臣認定を目標に進めていくものである。

以上で説明を終わる。

後藤会長 総括的な意見として、これから第2期計画に取り組むことはよいことであり、また、第1期計画については、入込観光客数や各施設の入館者数が順調に推移し、窪田氏にも良い評価をいただいております、成果があったものと考えます。

将来的な話になるが、第2期計画の評価については、入込観光客数だけではなく、市の取組を知って小田原に住んでみたいと思う方、新たに転入した方の認知度やそういった方がどこに魅力を感じているか等に着目し、来街者だけでなく市民の認知も意識して取り組むことが重要だと考えます。

小和田副会長 第1期計画の取組に対し、小中学生の認知や学校教育の現場にどう生かされているのかをお聞きしたい。小中学生に歴史まちづくりの取組を知ってもらう機会があるとよい。

府川副課長 歴まち計画に係る小中学校での取組はないが、教育委員会の事業として、二宮尊徳学習事業や郷土学習推進事業などがある。二宮尊徳学習は、小学校4年生から学ぶ機会があり、郷土学習は、市独自の副読本を用意し、学習の参考にしていただいている。副読本は、3年毎に改訂していることから、歴まち計画に係る内容を盛り込むなど、小中学生への普及啓発について研究していきたい。

金子課長 その他の取組として、まちづくり交通課では、市民からの要請により出前講座を開講できる体制をとっている。

また、歴まち計画については、市民の認知度が低いと想定されるため、翌年の広報小田原1月号にて特集を組み、市民への周知を図る予定である。様々な機会を利用して、小中学生を含め市民に周知していきたい。

後藤会長 所定様式である評価シートに加え、市独自に市民への普及啓発や学校教育への効果に関するシートを作成するのもよいかもしれない。

平井委員 福島県国見町では、総合計画などを策定する際に実施する町民への意識調査において、歴史まちづくりの認知度を調査し、評価シートに結果を記載している。その結果では、町民の歴史まちづくりの認知度は33%であり、国見町としてはまだまだ足りないという認識だが、相当な認知度だと思う。

国見町がなぜ高い認知度にあるかの理由としては、副読本が、歴史まちづくりを教え込むというのではなく、歴史まちづくりを学んだ子どもたちの成果が反映されるように作られており、歴史まちづくりを学びながら参加できるようになっている。

また、東北地方で開催される食の文化祭では、郷土料理ではなく、地元の家庭料理を持ち寄り、食べ比べをしており、そのメニューが道の駅や直売所で提供されていて、暮らしに近い部分で生活文化の掘り起しが行われている。その中で、国見石を使用した竈（かまど）で作られる料理の紹介もされているなど、暮らしに根差した形で歴史的な遺産を認識させる取組を地道に進めた結果であると考えている。

評価の指標として、ボランティアガイドに参加される方の評価もあることから、市民参加に関する評価の指標があってもよいと考える。

後藤会長 小田原市の優れたところとして、会議等において、事業だけでなく、そこに関係する市民活動の一覧も配布していることが挙げられる。また、新採用職員向けの歴史まちづくりの研修を実施しており、他市町村にはない取組のため、そういった点も評価の項目にあるとよいと考えることから、今後工夫していただきたい。

菊池副会長 無形の文化は、地域社会がないと成り立たないものであるため、地域社会をどう育てるか、どう守っていくのか、ということ意識し、ここに住んで良かったと思われるような取組が展開できるとよい。

平井委員 第2期計画における主なポイントである、重点区域を早川まで拡大する件で、早川は、漁村区域の街なみや子どもの人数も少なくなり、どんど焼きやお祭り等も形骸化してきているところではあるが、早川に関しての記述が、漁港のお祭り程度しか記載がない。左岸に小田原用水があり、右岸にもきれいな用水があるため、再度早川のことを調べてはいかがか。

金子課長 コロナ禍のため、予定通りに歴史調査が進んでいないため、平井委員が御存じのことを教えていただき、反映できるか検討したい。ただ、年度内の国の認定を目指していることから、そのスケジュールの中での検討となる。

後藤会長 早川に関しては、漁港であることから、かまぼこ通りなどの小田原城下との結びつきが考えられる。また、板橋にも近いことから、小田原城下、板橋、漁港のトライアングルは、滞在時間の延長につながり、早川を見据えるのは戦略的にも戦術的にもよい。

平井委員の意見のとおり、策定当初から盛り込めれば当初から取り組めるが、歴史まちづくりの期間は10年単位であり、中間・最終評価は5年毎であることから、最初の5年間でしっかりと調査をするべきと考える。第1期計画は、当初は公共施設、次に民間といった流れで調査を進めていることから、そういった視点を持ち、今年度に焦って取り込むのではなく、早川のエリアでも同じような流れを取り入れて

もよいと考える。

安藤委員 第1期計画が認定されたことで、小田原市の歴史まちづくりは大きく推進されたと考えている。特に、歴史的建造物の保存・活用においては、国の交付金などもあり、大きく前進していると感じる。

第2期計画の認定に向けて、国との協議を進めていると思うが、認定の可否に関する手応えはいかがか。

また、217 ページに歴史的建造物に係る事業がいくつか掲載されているが、ここに記載のない歴史的建造物は交付金の対象にならないのか。

また、174 及び 175 ページの既存計画との関係について、現総合計画は令和4年度までとなっているが、先日の議会でも報告したとおり、新しい総合計画を令和3年度に策定し、令和4年度から新しい総合計画がスタートする方針である。歴まち計画は、令和3年度は現総合計画のものの計画であり、令和4年度からは新しい総合計画のものの計画となる。市として歴史まちづくりを進める方針に変わりはないと思うが、総合計画の体系が大きく変わる可能性がある。新しい総合計画になったところで、歴まち計画も見直されるのか。

金子課長 認定に向けた手応えについては、国から大きな指摘はなく、細かい表現の部分で微調整がある程度で、基本的には現在の案で認定される見込みと考えている。

国の交付金の対象要件については、歴まち計画に事業として位置付ける必要がある。交付金を必要とする事業があれば、適宜、計画を見直していく。

既存計画との整合については、新しい総合計画が策定されれば、併せて歴まち計画も見直しを図っていく。

3 報告案件

(1) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）に係る費用便益分析について

事務局 「報告案件（1）社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）に係る費用便益分析について」説明する。

【資料5】「社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）に係る費用便益分析について」をご覧ください。

平成23年に策定した小田原市歴史的風致維持向上計画については、国の大臣認定を受け、重点区域内における歴史的風致の維持向上に係るハード及びソフト事業の一部については、国の社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）を活用しながら歴史まちづくりを推進してきた。

引き続き、国の交付金を有効に活用していくには、現在、策定作業中である小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）と整合を図りながら、社会資本総合整備計画（第3期）を策定する必要がある。

社会資本総合整備計画の地区要件については、国の大臣認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部、若しくは全部を含むこととされているため、現段階では、第2期計画の重点区域の全部とし、整備計画の期間は令和4年度から5年間で予定している。

平成 28 年 10 月に、社会資本整備総合交付金交付要綱が改正され、事業の効率性等を明らかにするため、費用便益比（B/C）を社会資本総合整備計画に記載することが必要となったことから、小田原市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）に位置付ける事業について、国のマニュアルに基づき、仮想的市場評価法（CVM）により、市民等を対象とするアンケート調査を行い、費用便益比（B/C）を算定するものである。

なお、費用便益比（B/C）とは、公共事業の効果を金銭に置き換え、その妥当性を評価するための指標のことであり、また、仮想的市場評価法（CVM）とは、アンケート調査を用いて人々に支払意思額等を直接尋ねることで、市場で取り引きされていない効果の価値を推計する手法のことである。

資料下段には、調査・分析の流れを示している。

資料の裏面をご覧いただきたい。具体的な調査内容としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、携帯キャリアを活用したウェブ配信により実施する予定である。

調査範囲については、国のマニュアルに定められているため、小田原市域全域とし、市民及び来訪者を対象に調査を実施するものである。

なお、設問例については、「基金へ協力すると仮定した場合、あなたの世帯ではいくらまで支出できますか」という、仮想的市場評価法に付随する設問を検討している。

小田原市歴史的風致維持向上計画は、平成 23 年に国の大臣認定を受け、今年度で計画期間の満了を迎えるが、市民の認知度が低いことも想定され、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中で、歴史的風致の維持向上に係る事業の費用便益比（B/C）を適正に算定することは、非常に厳しい状況にあると認識している。

そこで、本調査を開始する前に、本年 9 月～10 月には市内職員を対象にプレ調査を実施したところであり、様々な意見聴取をしながら本調査の設問に反映させるなど、段階的に検討を進めている。

今後のスケジュールについては、12 月までに調査内容を固め、1 月に市民等へのアンケート調査を実施し、3 月までに分析及び費用便益比の算定を行う予定である。

以上で説明を終わる。

小和田副会長 質問例について、基金という文言が出てくるが、クラウドファンディングをイメージしているのか。

受託業者 また、目標サンプルは 1,200 件とあるが、どのような方に協力を依頼するのか。基金という文言については、クラウドファンディングを含め、市民、来訪者に分け隔てなく使える文言として記載している。歴史まちづくりに使う基金として、どの程度お支払いいただけるかを調査していきたい。

対象とする方については、市民及び来訪者としており、来訪者は補正の要因として確認する。

小和田副会長 例えば、小田原城に来る来訪者に無差別に聞いていくのか。

受託業者 ウェブ配信を請け負う携帯キャリアに、2～3年分の滞在データが蓄積されており、小田原市に滞在歴のある方を抽出し、アンケートの協力を依頼する。

平井委員 専門社会調査士としてアンケート調査の設計等の協力を行っている立場からすると、「市民の皆様のご協力が不可欠です」は回答者の誘導につながり、望ましくない。取組内容や基金の目的が伝わらないと有効な回答ではなくなる。国交省のマニュアルにもあるとおり、「この公園で」「この事業で」などの具体的なイメージができるように工夫していただきたい。

また、携帯キャリアの滞在データからの抽出の場合、住所や小田原との関係を聞く設問がないと、属性分析の際に困ることもあるため、設問数に応じて予算もかかると思うが、必要な設問を検討してほしい。

受託業者 設問数については、10～15問程度を検討している。冒頭では、小田原市の歴史まちづくりの意義や取組等について記載しており、また、設問の中で基金の詳細な説明も入れる方針で検討している。平井委員の意見を参考に、誘導にならないように工夫していきたい。

住所等の属性に関する設問については、携帯キャリアが住所、年齢、性別、職業等の情報を持っているため、そこから属性を把握して分析していく。来訪者が近隣か遠方かの分析も重要であり、また、市民においては重点区域内外の比較による分析も重要と考えている。

後藤会長 補足説明だが、国土交通省のマニュアルで具体的に事業が特定されている理由として、仮想的市場評価法（CVM）は、もともと土木系の事業を対象に始まったものであり、まちづくりに関する事業に対しては不向きのため、工夫が必要である。

（2）景観重要建造物について

事務局 「報告案件（2）景観重要建造物について」説明する。

【資料6】「景観重要建造物の指定制度に係る検討について」をご覧ください。

はじめに、「1.背景」について、本市では、平成17年度に小田原市景観計画の策定及び小田原市景観条例を制定し、景観計画重点区域の指定等により、地域的な特性と歴史的な資源を生かした景観形成によるまちづくりを推進している。

平成23年に小田原市歴史的風致維持向上計画を策定し、国の大臣認定を受け、歴史まちづくりを推進してきたところであるが、歴史的風致形成建造物の指定は、計画期間の満了とともに効力が失われるものである。

また、第2期計画の策定を見据え、平成30年度に歴史的建造物利活用エリアコーディネートプランを、令和元年度に歴史的建造物利活用計画を策定するとともに、歴史的建造物等の保存・活用に向け、新たな景観計画に係る重点区域の指定や建築基準法適用除外条例の制定などの検討が進んでいることから、地域特性を有した重要な建造物を着実に保全し、良好な景観形成を促進するため、景観法に基づく景観重要建造物の指定について検討を開始したところである。

「2. 制度の目的」について、景観重要建造物は、地域の景観上重要な建造物を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的としている。地域のシンボルとなる建造物を着実に保全することにより、景観計画重点区域の指定と併せ、地域的な特性と歴史的な資源を生かした小田原らしい街なみの形成を目指すものである。

「3. 景観法における考え方の整理」について、景観法における景観形成と景観重要建造物に分けて、考え方を示している。

「4. 小田原市景観計画における景観重要建造物指定方針の検証」について、景観法の趣旨から、指定方針については、市民に伝わりやすいものであることが必要となる。

2ページをご覧ください。

現行の指定方針については、課題として示したとおり、景観法施行規則第6条の基準と内容が重複している部分や、地域ごとの個性や特色を明確化し、事業者や住民に「小田原らしい良好な景観」としての地域ごとの個性などを伝わりやすくするための見直しが必要と考えている。

「5. 景観重要建造物指定方針見直しの考え方」について、本市は、豊かな自然環境に恵まれ、随所に歴史的・文化的資源が数多く点在しており、商業、産業、生活都市など、それぞれ特色のある地域で構成されている。

市民へのイメージ共有の容易さも踏まえ、指定方針としては、各地域の特徴を生かすことを重点に検討していく予定である。指定方針の参考として、横浜市では、横浜らしい良好な景観上の個性や特色を表現している。

なお、(2) 指定方針見直しの流れについては、フロー図に示している。

3ページをご覧ください。

(3) 指定方針の運用に係る考え方については、フロー図に示したとおり、景観法施行規則第6条の指定基準を基本に、小田原市の地域特性を踏まえた指定方針と照合する運用を検討している。

「6. 指定方針(案)」について、(1) 対象区域は、東海道の宿駅として、また小田原城の城下町として栄えた本市の歴史的背景を生かすため、歴史的風致に寄与する建造物が集積していることに着目し、まずは、小田原市歴史的風致維持向上計画における重点区域にあつて、小田原市景観計画の拠点型重点区域、又は、その移行に取り組む区域を対象としていきたいと考えている。

(2) 対象物については、良好な景観や街なみ形成に向け、建造物のほか、一体となっている庭園、門、塀などの工作物も含めることを検討している。

(3) 指定方針については、小田原城を核とした各地域の個性・特色を反映するとともに、市民に伝わりやすいものとして、

「1 城下町・宿場町の風情を伝える建造物」

「2 近代別邸に由来する建造物」

「3 近現代小田原の発展を伝える建造物」

を設定している。

この方針については、現在策定を進めている第2期計画における7つの歴史的風致のほか、歴史的建造物利活用エリアコーディネートプランが対象とする、「板橋旧街道周辺地区」、「西海子小路周辺地区」、「かまぼこ通り周辺地区」の3地区における空間・街なみ形成の方針、また、景観計画の重点区域における景観形成の目標などを踏まえ、設定したものである。指定方針の右側には、その建造物が主に立地する地区を参考に記載している。

なお、具体的な候補については、【資料7】「景観重要建造物の指定候補案について（代表例）」に取りまとめている。

4ページをご覧ください。

「7. 景観重要建造物の指定に係るメリット・デメリット等」について、所有者からみたデメリットとしては、景観法の規定により、外観や色彩に影響する改修等を行う場合は、市長の許可が必要となり、所有者・管理者には、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが義務付けられる。一方、メリットとしては、指定が想定される建造物の多くが建築基準法の現行基準に適合しないため、建造物を利活用するためのリノベーション等を実施する場合、建築基準法適用除外条例を活用することにより、一定の要件をクリアすれば建築基準法の制限を緩和することができる。

また、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）を活用した市の補助制度を創設することにより、景観重要建造物の修理等に要する費用の一部について補助を受けることが可能となり、さらに、相続税の算定においては、土地・建物の評価額を30%控除することなどが見込まれる。

「8. 今後の課題」と「9. 指定までの流れ」について、指定制度の活用に向け、学識経験者や関係団体等への意見聴取をはじめ、支援制度等の検討や、建造物の所有者との調整、景観条例の改正・景観計画の改定等が必要になると考えている。

また、指定までの流れとしては、市が景観重要建造物に係る指定候補の選定を行い、所有者と調整を進め、同意を得てから、指定していくことを想定している。

最後に、「10. 今後のスケジュール」について、令和2年度末までに制度と指定候補の検討・調整を行った上で、指定候補を決定しながら、令和3年度末での指定制度の確立を目指し、具体的な制度設計を進めていく予定である。

以上で説明を終わる。

平井委員 金沢市と名古屋市の歴史的建造物の定義にもあるとおり、建造物には工作物や庭園、土木工作物等も含まれており、建築物の定義と異なるという点を認識していただきたい。名古屋市では景観法に基づき樹木も建造物として位置付けている。対象物を拡張して捉えることは景観法に準拠すれば当然のことであると認識し、幅広く検討していただきたい。

田邊副課長 定義を明確にし、庁内でも共有していきたい。

後藤会長 景観法上、景観重要建造物と景観重要樹木があり、それぞれ別の定義がある。建造物の場合、資料に記載のある学橋や小田原用水といった工作物が入るのは当然だが、樹木はまだ除かれているという理解かと思う。

まずは歴まち計画の重点区域内で実施していくという方針だが、歴史まちづくり法は維持向上、景観法は保全継承を基本的な考え方としている。今は市民から価値がないと思われるが、今後向上するポテンシャルを持った建造物も対象にできると、歴史まちづくり法と景観法の連携が図れることから、検討を進めていただきたい。

4 その他

事務局 その他として、建築基準法第3条に基づく適用除外条例について、制定に向け準備を進めており、次回の本協議会において報告したいと考えている。

また、次回の本協議会の開催日程について、令和3年(2021年)1月18日(月)10時から、会場は市役所7階大会議室で開催するため、出席をお願いしたい。主な内容としては、適用除外条例に加え、第2期計画の修正案や市民意見募集の結果、件数にもよるがその反映方針について報告する予定である。

後藤会長 議事は終了したが、全体を通して何か意見はないか。

堀池委員 学校教育の関連で小和田副会長から意見があったが、ガイド協会というプレイヤーの立場からすると、市内の小中学校ではまち歩きやまちを知ろうとする行いが少ないと感じる。最近、川崎市の小学生が400人ほど小田原を歩いており、そのレポートでは自分のまちとの違いを比べていた。市内では、三の丸小学校、城山中学校、城南中学校、酒匂中学校がまち歩きや史跡を訪ねるなど地域の勉強に取り組んでいるが、一番熱心なのは、相模原中高一貫校の中学2年生であり、石橋山の合戦場を見て、本で学び、演劇で再現している。副読本も重要ではあるが、小田原市では現場での温度差があると感じる。

また、出前講座については、健康普及委員会がすでにやっており、市内のほとんどの地域から23名ほど参加されており、縦軸でやっているため、まちづくり交通課としては横軸を通す形になるかと思う。

林委員 教育に関連した意見として、様々な市町から教員の研修会の講師として招かれることがあり、自分のまちや地域の文化を知らない教員が多いと感じている。例えば、下中という地名は、中世の中村郷の「下の中村」に由来するが、教員らはそういったことを知らない。教員に対する小田原の歴史、文化の研修を実施すべきと考える。

また、文化に対する評価の方法は難しいものがある。イベントを開催した場合、評価し補助金を交付する側は、まず参加者数などの数字に目を向けるが、我々の活動は数字だけでなく、内容をどれだけ理解し共感を持っていたか、が重要である。歴史まちづくりを進めていくうえで、評価の方法をどのように考えているか。

狩野副部長 評価の方法について、最終的に目指すところとしては、将来にわたり歴史や文化を守るということであるため、数字だけでなく、市民が自分のものとして歴史や文化を守り、継続していくという視点で評価することが重要と考えている。

後藤会長 世界的に数字での評価が難しいことも多いため、参加者へのアンケート等で満足度を測る手法もあることから、そういったことも考慮して進めてもらいたい。

平井委員 会議の進め方について、より出席しやすくするためのオンライン会議システムなどのデジタルツールを活用してもよいのではないかと思う。事前に意見照会があったが、ファイル共有システム等を活用し、各委員の意見を共有できたらよいと思う。

また、市長は、人口の増加を目指しているため、定住促進や関係人口増加の施策に歴まち計画を紐づけていくことがあってもよいと考えている。その構想や見込みがあれば、教えていただきたい。

金子課長 会議の進め方について、現在、第2期計画の認定に係る国との協議をオンライン会議で行っているため、開催可能と考えているが、実際には通信の途絶などがあり、意思疎通が難しいという感触はもっている。

関係人口増加等の施策との紐づけについては、必要であると認識している。地域のイベントや活動なども含めて、小田原の魅力を知り、興味を持ち、関わりを持つため小田原に足を運び、ゆくゆくは移住するといった流れにつなげていきたいと考えている。そのためには地道な取組が必要であり、また、市民にも自分の地域を知っていただく必要があるため、併せて取り組んでいきたいと考えている。

齋藤委員 評価の方法について、国のマニュアルでは、公共事業の定量的な評価として費用便益比を算出することとなっているが、数字に表れない部分をいかに打ち出していかかということ、我々も中間評価、事後評価で求められている。第2期計画の中間評価の際にも、同様の議論が交わされることが想定されるため、後藤会長から意見があったように、イベント開催時に、主催者にアンケートを実施してもらい、集約しておくことも一つの方法かと思う。小田原市を含め相模湾沿岸では、毎年秋に湘南邸園文化祭を開催しており、清閑亭にも参加していただいている。そういった場を活用したアンケートの実施を検討していただきたい。

河田委員 歴まち計画に記載された職人育成研修等推進事業において、歴史的風致形成建造物等の修復に工業高校が参加しており、県教育委員会としてお礼を申し上げる。

文化財の観点としては、小田原市は、県内でも文化財が多い地域であり、それらの要素を踏まえ、まちづくりに活用している。以前、地域振興の勉強会をされている方々を小田原に招き、清閑亭や街かど博物館などを巡るまち歩きを行い、その際、非常に感銘を受けたとの感想をいただいたことがある。引き続き、歴史まちづくりに取り組んでいただきたい。

5 閉会